

平成30年度 新入学児童生徒学用品費支給のお知らせ

上尾市では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方に、就学に必要な経費の一部を援助しています。

就学援助費の支給対象経費のうち、新入学児童生徒学用品費について、平成29年度から入学前（2月末頃）の支給を実施しています。

○ 対象者

以下の①～③すべてに当てはまる方

- ① 平成31年2月1日時点で上尾市内にお住まいの方
- ② 平成31年4月に上尾市立小学校に入学予定のお子さんがいらっしゃる方
- ③ 生活保護を受給しておらず、学用品の支払いが困難な方

※ 援助を受けるためには、審査により認定される必要があります。

※ 区域外就学をされる予定の方はお住まいの市区町村教育委員会へご相談ください。

○ 審査結果の通知及び支給

- * 通知及び支給時期 … 2月下旬ごろ
- * 通知方法 … 審査結果を自宅に直接郵送
- * 支給対象経費 … 新入学児童生徒学用品費（40,600円定額）
- * 支給方法 … 指定された保護者口座に振込

○ 援助を受けられる所得の目安

世帯 人数	世帯構成（年齢）	平成29年中の世帯総所得金額	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	母（35）子（6）	170万程度	245万程度
3人	父（38）子（6・3）	215万程度	290万程度
3人	父（38）母（35）子（6）	230万程度	305万程度
4人	父（38）母（35）子（6・3）	260万程度	335万程度
4人	父（38）母（35）子（9・6）	280万程度	355万程度
5人	父（40）母（38）子（13・10・6）	340万程度	410万程度
6人	祖母（65）父（40）母（38）子（13・10・6）	385万程度	460万程度

※ 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が目安になります。

※ 世帯構成・年齢等の状況により異なります。また、住民登録上の世帯が別であっても同居している方がいる場合は、その方の所得も含めて審査を行います。

※ 目安の金額は変更になる場合があります。

○ 申請手続き

- * 申請方法
下記書類を入学する小学校または学務課（月～金曜日 8:30～17:15）に直接ご提出ください。
- * 提出書類

	提出書類	
申請書	新入学児童生徒学用品費支給申請書 ※各小学校と教育委員会学務課にあります。 ※市ホームページからダウンロードも可能。	
添付書類 (該当する方のみ添付)	平成30年度(平成29年分)所得証明 ※平成30年1月1日に住民登録のあった市町村で取得可能です。	平成30年1月2日以降に上尾市に転入した方
	住居の賃貸借契約書等のコピー ※住居の所在地・契約者・契約期間・家賃が明記されている箇所が必要です。	賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方
	次の内容が確認できる書類のコピー (ア) 児童扶養手当の受給 (オ) 固定資産税または個人事業税の減免 (イ) 国民年金保険料の免除または減免 (カ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (ウ) 生活福祉資金貸付の決定 (キ) 市民税の非課税(障害者・未成年者・寡婦・寡夫によるもの)または減免 (エ) 生活保護の停止又は廃止	

- * 申請期間
平成30年11月1日(木)～平成31年1月11日(金)まで
- ※ 添付書類が揃わない場合でも、期限までに申請してください。
- ※ 不足書類は平成31年2月8日までにご提出ください。(提出のない場合は不認定となります)
- ※ 小学校入学予定のお子様分のみご申請いただけます。

○ 注意事項

- * 審査結果は、認定・不認定に関わらずお知らせします。
- * 所得に基づいて審査を行うため、所得の有無に関わらず、申告をお願いします。(申告は市民税課または税務署で受付)
- * **本申請の対象経費は新入学児童生徒学用品費のみです。**
平成31年度就学援助費の申請希望の場合、2月以降に改めて申請書等をご提出ください。
- * 受給後に市外転出等で上尾市立小学校へ入学されない場合は、返納していただきます。
(返納されなかった場合、上尾市にて受給済みであることを転出先市町村へ情報提供します。)
- * 詳細については、下記担当までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

上尾市役所 本庁舎7階
 上尾市教育委員会 学務課 就学担当 ☎(048)775-9604 直通

